都道府県・ 政令指定都市名 06 川崎市

時点:2021年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部課		室)	名	市民文化局	人権・男女	(共同参	画室					
担	当	職	員	数		3	人	(専任	3	人、兼任	0	人)	

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名			称	川崎市人権·男女共同参画推進連絡会議		
設置:	年月日((西暦)・	根 拠	1999年4月1日	根拠:	川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱
長	の	役	職	副市長		

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機関	· 会 等 の) 名 称	川崎市	男女平等	推進審議会						
設 置	年 月 日 (西 暦)		2002	2年2月19日						
構	成	員	13	人	(女性	6	人、男性	7	人)		

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2018	年	4	月~	2022	年	3	月	
名 称	第4期川	崎市男女	平等推進行	i動計画(かわ	さき☆かがやきプ	ラン)			
改定・見直しの予定時期		2022	:年4月1日				未定の場合		
1. 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(以下「女性活躍推進法」と いう。)の推進計画と一体である									
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成									

問5 男女共同参画に関する条例

問6

男女共同参画に関する条例		
有の場合	名 称	男女平等かわさき条例
	公 布 日(西 暦)	2001年6月29日
	施行日(西暦)	2001年10月1日
	最 終 改 正 日	
	改正内容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な	な状況:
無り物 ロ	2. 特に検討していない	

																	_
審	議会等	委員	<u>への</u>	女性の	登用	調査	語時点コー	ド 1:2	2021年4月	1日	2:	その他(西暦)	20	21年6月	1日	
	目	標		値		(西暦)	2021	年度まで	40	%							
	根			拠				川崎市審議	会等委員	への女性の	の参加促進	要綱、第	54期川崎市男	男女平等推:	進行動言	十画	_
目	票設定(の対象	であ	る審議会	会等の範囲								付属機関の↑ される懇談会		る部会	、地方自	台
目	票設定(の対象	であ	る審議会	会等における登用状	調査問	寺点コード	2	審議会	会等数(270)うち女性	生委員を含む署	審議会等数(248)	
況							延総会	委員等数(2,930)延女性	委員等数(914)	女性比率(31.2)	
地	方自治	法(第2	02条	の3)に基	もづく審議会等にお	調査問	寺点コード	2	審議会	会等数(127)うち女性	生委員を含む署	審議会等数(119)	
	る登用も						延総会	委員等数(1,863)延女性	委員等数(589)	女性比率(31.6)	
法征	津又はi	政令に	よりは	也方公共	団体に置かなけれ	調査問	寺点コード	2	審議会	会等数(19)うち女性	生委員を含む署	審議会等数(18)	
ば	ならない	審議会	等(こおける	登用状況		延総会	委員等数(619)延女性	委員等数(202)	女性比率(32.6)	
地	方自治	法(第1	80条	の5)に基	基づく委員会等にお	調査問	寺点コード	1	審議会	会等数(6)うち女性	生委員を含む署	審議会等数(6)	
ける	る登用も	犬況					延総会	委員等数(49)延女性	委員等数(10)	女性比率(20.4)	
目	票值以统	外の目	標設	定						女性	委員ゼロの	審議会等	手をなくす				
		,	人材	名簿作成	せの有無 しんしゅう	1. 有 2	無 3. 化	作成予定有	2	有の場合	、1. 公表	2. 非公	表				
女性			人材:	名簿が有	する場合	掲載人数	女	人	(年		月現在)				
L 登 用 方 策			そ	Ø	他			施の有無(1. (1. 有 2. ई		2 1 制の実施							

問7 女性公務員の採用・登用状況

~ = 30 =	AN 14/11 TE 111/0/00												
7-1 管理職	の在職状況		調査	持点コード	1:2021年4月1日			2:その他(西暦)					
		管理職総	数					女 性 管 理 職			の内	訳	
			うち女性		部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	比率(%)	(E)	数(F)	比率(%)	(G)	数(H)	比率(%)
本庁	計	574	63	11.0	145	4	2.8				429	59	13.8
本/1	うち一般行政職	453	45	9.9	114	4	3.5				339	41	12.1
支庁・地方事	計	576	142	24.7	185	36	19.5				391	106	27.1
務所等	うち一般行政職	248	58	23.4	53	11	20.8				195	47	24.1
全体	計	1,150	205	17.8	330	40	12.1	0	0		820	165	20.1
主体	うち一般行政職	701	103	14.7	167	15	9.0	0	0		534	88	16.5
再掲	警 察 関 係	0	0										
一种相	教育委員会	82	17	20.7	12	0	0.0				70	17	24.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

	調査時点コード	1:2	021年4月1	日	2:その他(西暦)			
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	
本庁	計	254	56	22.0	823	144	17.5	
4/1	うち一般行政職	176	37	21.0	619	106	17.1	
支庁·地方事	計	329	81	24.6	941	304	32.3	
務所等	うち一般行政職	164	38	23.2	432	92	21.3	
全体	計	583	137	23.5	1764	448	25.4	
土体	うち一般行政職	340	75	22.1	1051	198	18.8	
再掲	警 察 関 係							
丹抱	教育委員会	31	8	25.8	174	63	36.2	

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日~2021年3月31日)

1 - 40179071	H D 30 (2020 17) 1 H	,	U// U . H							
		課長相当職	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	66	11	16.7	66	13	19.7	91	17	18.7
本川	うち一般行政職	55	9	16.4	47	11	23.4	71	14	19.7
支庁・地方事	計	45	11	24.4	47	16	34.0	94	37	39.4
務所等	うち一般行政職	30	7	23.3	26	7	26.9	52	12	23.1
全体	計	111	22	19.8	113	29	25.7	185	54	29.2
土体	うち一般行政職	85	16	18.8	73	18	24.7	123	26	21.1
再掲	警 察 関 係									
一种的	教育委員会	8	5	62.5	9	2	22.2	18	10	55.6

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

HJ / T	<u>开工</u>	2T 1H 73	- TE 1111	77 'T ME	X 94. 2FC	ころのすっ	~				
	勤務	昇 試	任 験	昇試	挌 験	部局等の	経 騇		遠隔地で		その他
	成績	面接のみ		面接のみ		推薦	年 数	修(4週間以上)	勤務経験	望	Ç. V. I.
課長	級 〇					0	0				
補佐	級 ()					0	0				
係長:	級 〇		0			0	0				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日~2021年3月31日)

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験	1,731	618	35.7
昇	格	試	験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日~2021年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	553	271	49.0
うち 上級	319	129	40.4
うち一般行政職	220	112	50.9
うち 上級	178	86	48.3
うち警察関係			
うち 上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

- 1. 明記した規定があり、認めている。
- 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
- 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	川崎市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第1条 この要綱は、市長事務部局に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由 (以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書 等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2021年4月1日 2: その他(西暦)

:	吐巛. 在继告					
	防災·危機管 理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理 職数(人)	うち女性 数 (人)	女性比率 (%)
	36	2	5.6	10	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	川崎市男女	て共同参画センタ	y —				愛称·通称	すくらむ21	1			
設置年月日(西暦)			1999年9月	1日			施設形態	2	1	. 単独施設	2. 複合加	施設
	郵便番号	213-0001	住 所:	神奈川県川崎	市高津[区溝口2	丁目20番	1号				
所在地等	電話番号	044-813-0808	FAX番号	: 044-	-813-08	864						
	ホームページ	: https://www.s	crum21.or.jp/									
	1. 施設管理	里 直営	営(担当部局名:)
管理·運営主体		〇 指定	官管理者(名称:	社会福祉法人	共生会9	SHOWA)
		その)他()
	2. 事業運営	喜 直営	営(担当部局名:)
		〇 指足	定管理者(名称:	社会福祉法人	共生会	SHOWA)
		その)他()
職員数	常勤	7 .	人、非常勤	12	人	予算額	2021	年度		20,763		千円
主な事業	0 1	++n=+-2×/->-	· * * *	Antr±P =+	- A 2% (=	 ,	ページやS	いのご田	75 2% 4rf <i>L</i>	<i>F</i> ₽-		`
土な争未	O 1.	広報啓発(主な事項					へーシゃい 車の講座、			下风)
	_	相談事業(主な事を	•	女性の総合相語						・ ループ支持	E)
男女共同参画・女性に 関するもの	0 4.			> 11 0 NO 11 11 11	X 7511		ページのす			,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	~)
× 9 0 t 0	5.	苦情処理(主	事項)
	O 6.	交流促進(主	は事項		5	団体交流	会、すくらも	ご21まつり)
※ 実施しているもの: O	_			かけ(主な事項	i:	女性リ	一ダー養成	は研修や出	前講座の	実施、協働	事業等)
			小派遣事業(主な					—	14 m = = = =)
	O 9.	m-, ±± -, 1, 2 0 (==)		男女共	「同参画		意識調査)協働調査	注 等)
	O 10.	その他(主な事	▶垻:			_	-時保育事	耒)

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金•基本財産額	千円
設置年月日(西暦)	出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協	1	1. 有 問10-2 のお笠、かわさき男女共同参画ネットワーク	加盟団体数	44				
議会等の有無	-	2. 無 名称等: かわさき男女共同参画ネットソーク	会 員 数					
問10-3 地方公共団体からの助	•	1. 有						
成・委託事業実施の有無	۷	2. 無						
	0	1. 定例会議(情報交換会等)の開催						
問10-4 活 動 内 容		2. 機関誌の発行						
		3. 広報啓発パンフレット作成						
※ 実施しているもの:○	0	4. その他 (内容: 男女共同参画かわさきフォーラムの開催						

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの: 〇

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市区町村職員研修会の開催
- 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付 名 称 : 概 要 :
- 7. その他

内容:

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:〇

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 / 内容:

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

	1 2T		
事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	120,166	126,201	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0 %	0 %	一般会計予算総額:820,841,311
男女共同参画・女性のための施設整備費	3,975	3,975	

問14	公	共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの: 〇	項目の設定
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0
	3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	0
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
		(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

			1 公共工 事の競争参 加資格審査 における男 女共同参画	購入等の競 争参加資格 審査におけ	価落札方式 による一般 競争入札を 実施してい	における男 女共同参画 等項目の設
	1	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	0	0		
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	0	0	
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	0	0	
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	0	0		
	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
具体	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的	7	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
項目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				_
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12)	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13)	その他	_			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登 録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
企第	 €の:	登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1.有 2.無)	1	1
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「ブラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく 「ユースエール」認定を取得	0	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	
	3	役員に占める女性割合に関する項目		
`22	4	管理職に占める女性割合に関する項目	0	
選定	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	0	
等	6	その他「登用促進等」に関する項目	0	
の基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0	
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	
	9	短時間正社員制度の導入	0	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	0	
	12	その他	0	0

\rightarrow	企業())骨粒•咳定•咳卟制性 ())目体的多数	「かわさき☆えるぼし」認証制度(2、4、7、8、9、10、12)、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」(1、4、5、6、7、8、11)
\rightarrow	「企業の表彰制度」の具体的名称	川崎市「生産性向上・働き方改革」推進事業者表彰事業(12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある			\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具 体的名称	
2 現在はな	いが、今後検討する	'		上記以外の具体的名称	かわさき男女共同参画ネ らむネット21)

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主 たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表		1. 有 2. 無	問17-1 名 称	かわさきの男女共	司参画デー	タブック		
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合	5	年毎		
				て性問題に関する事			る課(室)	
公表主体		2. 統計情	骨報に関す	る事務を総括的に所	f管する課(!	室)		
(※ 該当するもの:○)	0	3. 男女共	同参画・4	で性のための総合的	な施設の指	定管理者		
		4. その他	! ()

問18-1 令和2年度実施予定事業

 •	71112千尺大肥了尺字末								
	名 称	事業内容等	参加予定者数	時 期					
	広報啓発 男女共同参画かわさきフォーラム	「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた普及・啓発を目的としたイベ	165人程度	2月					
	男女平等推進週間	ント 男女平等施策の周知を目的にパネル展示やチラシ配布等による啓発活 動		6月					
2.	表彰								
		若年層に対するデートDVへの正しい理解を図るために、大学生等を対象にワークショップ形式で開催	940人程度	通年					
4. •	相談事業								
5. •	情報収集・提供								
	苦情処理 男女共同参画施策関係苦情処理	男女共同参画施策に関する苦情の処理・対応		通年					
7. •	交流促進								
8. •	企業・NPO法人との連携・働きかけ								
9. •	国際交流・海外派遣事業								
10.	調査研究								
11.	その他								

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

	議	会	名	川崎市議会							
				•		1. 欠席事由として明記した規定がある。					
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無					= -	2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正					
					有無	当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない, 不明等)					
(And E	在車 山 レ っ	-BB#31 +	- 坦宁がなる場	(本について)		3. ての他(犬席の例がない, 不明寺)					
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間						1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。					
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、そ の者を就業させてはならない。											
2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者 について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支え					、その者	- 4000 1111					
ない	0					1. 産前産後期間を明記した規定がある。					
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無						2. 産前産後期間を明記した規定はない。					
						3. その他					
	規	見則 名		川崎市議会会議規則	[I]						
明記	ピした規定(規	規則、条係 内容	列、別表等)の		後8週間	できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間 を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ					
						1. あり					
休暇	の期間の軸	とここに	ハて、減額の規	見定の有無		2. なし					
				•		3. その他()					
	規	見則 名									
明記	とした規定(規	規則、条例 内容	列、別表等)の								
議会	の欠席事由	まとして、	議員の仕事と	生活の両立の観点か	らの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無					
					 明記し 明記し 	た規定があり、正当な欠席事由として認めている。 た規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 た規定がなく、運用上も認めていない。 た規定がなく、過去に事例がない。					
•			配偶者の出産	=		1					
-			育児	=		1					
-			家族の看護			1					
						1					
			家族の介護								
			疾病			1					
			その他			公務、やむを得ない事由					
議員	の利用する	ことので	きる保育施設	等の議会での設置・接	是供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4				
						3. 設置または提供する予定である。 4. なし					
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況					共 状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	のものも 3				
						3. 設置または提供する予定である。					
						4. なし 1. 行っている。					
議会	におけるハ	ラスメン	ト防止に関する	5取組		2. 行っていないが、今後、取組む予定である。	2				
						3. 行っておらず、今後取組む予定もない。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。					
						2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。					
行つ	ている取組					3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。					
						4. その他 ()					
	規	則名									
明記	こした規定(持		列、別表等)の								
		内容				1. 行っている。					
男女	共同参画に	関する研	肝修(ハラスメン	ノト防止に関するもの!	以外)	2. 行っていないが、今後、取組む予定である。					
						3. 行っておらず、今後取組む予定もない。					
^		<i></i>		- II.		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	_				
議会	における通	・杯又はII	日姓使用の認可	可の状況		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	2				
		Pri	7	T		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。					
	規 	則	名								
条文	本文										
政治	分野の男な	大同参i	画のために実力	施していること							
					校生対象	に「高校生議会」を開催している。					
1											

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等))
	計画、指針名	川崎市地域防災計画(震災対策編・風水害対策編)
該当部分の規定		第1部 総則 第1章 計画の方針 第8節 男女共同参画の視点への配慮【市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなど の課題が明らかになっている。 こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性 の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うなど、 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

調査時点コード: 2 1. 2021年4月1日 2. その他(西暦)(2021年6月1日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 用在設置! ていないもの 又け来議会委員の任命をおこなっていないものにけ設置欄に×を付! ています

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。							
設置		審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行って いないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考	
	1	市町村防災会議(会長を含む)	65	4	6.2		
		市町村防災会議(委員のみ)	64	4	6.3		
	2	民生委員推薦会	14	5	35.7		
	3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	10	1	10.0		
	4	地方社会福祉審議会	22	2	9.1		
	5	土地利用審査会	7	3	42.9		
	6	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	6	30.0		
	7	公害健康被害認定審査会	14	1	7.1		
	8	地方港湾審議会	26	3	11.5		
	9	土地区画整理審議会	9	0	0.0	女性の候補者が少ないた め、登用が難しい	
	10	建築審査会	7	2	28.6		
	11	開発審査会	7	3	42.9		
	12	市町村都市計画審議会	19	3	15.8		
	13	介護認定審査会	259	137	52.9		
	14	精神医療審査会	15	6	40.0		
	15	市町村国民保護協議会	53	4	7.5		
×	16	地方独立行政法人評価委員会					
	17	感染症診査協議会	18	4	22.2		
×	18	市街地再開発審査会					
	19	障害支援区分認定審査会	26	6	23.1		
	20	児童福祉審議会	19	8	42.1		
	21	行政不服審査会	9	4	44.4		
	22						
×	23						
×	24						
×	25						
×	26						
×	27						
		合 計	619	202	32.6		
		女性委員0の審議会数	1				

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備	考	
1	教育委員会	6	2	33.3			
2	選挙管理委員会	4	1	25.0			
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3			
4	監査委員	4	1	25.0			
5	農業委員会	20	1	5.0			
6	固定資産評価審査委員会	12	4	33.3			
	合 計	49	10	20.4		•	
	女性委員Oの委員会数	0					